

青木村職員互助会の設置及び活動状況について

【趣旨】

地方公務員法第 42 条に規定する「その他の厚生制度」を実施するため、青木村職員互助会を設置。長野県市町村職員互助会へ事業の一部を委託し、効率的な運営管理と職員の厚生制度の充実を図ることで、公務能率の一層の向上と住民福祉の増進に資することを目的としている。

【公費負担額】

<長野県市町村職員互助会への支出>

年度	公費負担額	掛金額	公費負担率
平成 19 年度	720,294 円	719,300 円	50%
平成 20 年度	636,681 円	636,360 円	50%
平成 21 年度	631,140 円	630,840 円	50%
平成 22 年度	554,808 円	554,604 円	50%
平成 23 年度	604,455 円	604,260 円	50%
平成 24 年度	467,793 円	569,283 円	45%

※青木村職員互助会は、村からの負担金と職員からの掛金を長野県市町村職員互助会に納付し、事業の運営を委託しています。

<青木村職員互助会への支出>

年度	公費負担額
平成 19 年度	55,000 円
平成 20 年度	55,000 円
平成 21 年度	65,000 円
平成 22 年度	50,000 円
平成 23 年度	45,000 円
平成 24 年度	35,000 円

※青木村職員互助会の単独事業への支出。

【事業内容】

1. 生活安定支援事業
療養見舞金の給付。
2. 次世代育成支援事業
出産祝金、ありがとう出産祝金、入学・卒業祝金の給付。
3. 健康増進支援事業
体力向上助成金、健康増進助成金の給付。メンタルヘルス事業。
4. 生活設計支援事業
結婚祝金、退会一時金、リフレッシュ助成金、生活支援助成金の給付。
5. 福利厚生施設との提携
契約市町村施設、契約民間施設の利用。
6. 人間ドック助成事業
※青木村職員互助会単独事業（人間ドック受診者に一律 5,000 円支給）